（証券コード　4242）
2026年６月９日
（電子提供措置の開始日2026年６月２日）

株　主　各　位

富山県高岡市二塚322番地の３
株式会社タカギセイコー
代表取締役社長　高木　章裕

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第67回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.takagi-seiko.co.jp/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、３ページから４ページのご案内に従って、2026年６月23日（火曜日）午後５時までに議決権を行使いただきたく、お願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年６月24日（水曜日）　午前10時
2．場　　所　富山県高岡市二塚322番地の３　本社別館２階集会室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3．目的事項
報告事項　１．第67期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
２．会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法に関するご案内

▌株主総会にご出席される場合



開催日時 **2026年６月24日（水曜日）午前10時** (受付開始 午前９時30分)

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）
なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）ので、ご注意ください。

▌書面による議決権行使



行使期限 **2026年６月23日（火曜日）午後５時00分到着分まで**

議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

▌インターネットによる議決権行使



行使期限 **2026年６月23日（火曜日）午後５時00分入力完了分まで**

議決権行使サイト **https://soukai.mizuho-tb.co.jp/** にアクセスし、画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

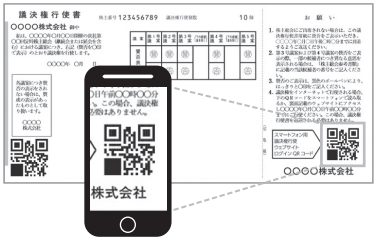
(1) 行使期限は2026年６月23日（火曜日）午後５時00分までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
(2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
(3) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時には新たに発行いたします。
(4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

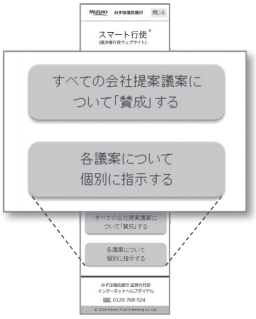
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ。**

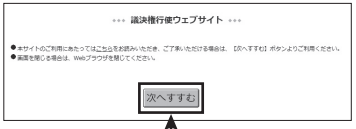
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

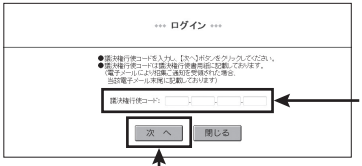
議決権行使ウェブサイト **https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

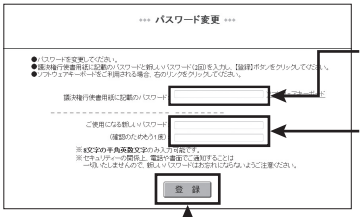
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間　年末年始を除く午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

事　業　報　告

（2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで）

1．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の概況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善等により、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、継続的な物価上昇や米国の関税政策の影響等への懸念もあり、依然として先行き不透明な状況が続きました。海外におきましては、中国では、輸出の増加が景気を下支えしたものの、不動産不況の継続や内需の低迷により、景気の停滞が続きました。東南アジアでは、内需の低迷による下振れ要因はあったものの、輸出の回復等もあり、全体としては堅調に推移しました。

このような状況の中、当社グループは「国内収益基盤の強化」、「海外収益基盤の強化」、「事業運営基盤の強化」の３つの方針を柱とする事業施策を推進し、様々に変化する事業環境の中においても安定して継続的に事業展開できる企業を目指し事業活動を進めてまいりました。

当連結会計年度の売上高は41,477百万円（前期比6.4％減）となりました。損益面では、営業利益は2,146百万円（前期比84.4％増）、経常利益は2,383百万円（前期比87.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,615百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失2,250百万円）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

（日本）

売上高につきましては、車両分野及びＯＡ（その他）分野の受注の増加等により、23,084百万円（前期比2.5％増）となりました。損益につきましては、増収効果等により、営業利益は834百万円（前期比102.4％増）となりました。

（中国）

売上高につきましては、車両分野に含まれていた連結子会社の出資持分譲渡等により、6,000百万円（前期比32.6％減）となりました。損益につきましては、当該持分譲渡等による収益改善の効果もあり、営業損失は154百万円（前期は営業損失693百万円）となりました。

（東南アジア）

売上高につきましては、車両分野の受注の減少及び円高による邦貨換算の影響により、12,392百万円（前期比3.6％減）となりました。損益につきましては、原価低減活動の成果や製品構成の変動等により、営業利益は1,470百万円（前期比2.0％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額はリースを含めて1,681百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

なお、設備投資の総額は有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めております。

・当社　：　回転成形機

・ＰＴ タカギ・サリマルチウタマ　：　射出成形機

(2) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第64期 (2022.4.1～2023.3.31)	第65期 (2023.4.1～2024.3.31)	第66期 (2024.4.1～2025.3.31)	第67期 (当連結会計年度) (2025.4.1～2026.3.31)
売上高 (百万円)	48,162	51,066	44,293	41,477
経常利益 (百万円)	2,396	2,421	1,272	2,383
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	700	1,189	△2,250	1,615
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	253.66	428.74	△808.20	577.91
総資産 (百万円)	39,397	39,901	36,674	32,939
純資産 (百万円)	15,578	18,173	15,638	16,058
1株当たり純資産額 (円)	3,964.79	4,745.04	4,095.24	4,514.92

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
㈱トリニティ	100百万円	100.0%	損害保険代理業、不動産賃貸業
高木精工 (香港) 有限公司	2,300万香港ドル	100.0%	OA用プラスチック部品等の販売
高和精工 (上海) 有限公司	502.5万米ドル	100.0%	OA用プラスチック部品等の製造販売
佛山市南海華達高木模具有限公司	858.4万米ドル	51.0%	各種金型の設計、製造、販売、修理
PT タカギ・サリマルチウタマ	822万米ドル	45.7%	二輪、四輪用プラスチック部品の製造販売
タイタカギセイコーカンパニー・リミテッド	12,120万タイバーツ	49.2%	二輪、四輪用プラスチック部品の製造販売

(注) 当社は、当連結会計年度において高木汽車部件 (佛山) 有限公司及び武漢高木汽車部件有限公司の全出資持分を譲渡いたしました。

(4) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

国内経済の緩やかな成長が期待される一方、原材料価格やエネルギー価格の高騰、急激な為替の変動、物価の上昇等により、先行き不透明な状況が予想されます。

このような状況の中、当社グループは、様々に変化する事業環境の中においても安定して継続的に事業展開できる体制の強化を目指し、「国内収益基盤の強化」、「海外収益基盤の強化」、「事業運営基盤の強化」の３つの方針を柱とする、以下の具体的な施策について取り組んでおります。

① 国内収益基盤の強化

- 生産品目の選択と集中
- 差別化技術の開発
- 新規分野・お客様の開拓
- 効率生産体制の確立

② 海外収益基盤の強化

- 海外市場の見極めと投資検討
- 効率生産体制の確立

③ 事業運営基盤の強化

- 人材の育成
- 組織運営体制の更なる強化
- 財務体質の強化
- 内部統制システムの充実
- 環境にやさしい企業活動

具体的な取り組みの一部

方針	取組施策	具体的実施事項
国内収益基盤の強化	生産品目の選択と集中	・既存事業のポートフォリオを見直し、回転成形・DCP-RIMの生産能力増強に着手
	差別化技術の開発	・固有成形技術の高度化に向けた開発推進 （回転成形法による水素タンクライナーの開発）
海外収益基盤の強化	海外市場の見極めと投資検討	・グローバル市場における事業環境の変化を的確に捉え、海外事業の再編を実施 ・グローバルでの顧客との関係強化に向け、積極的な営業活動を推進
事業運営基盤の強化	人材の育成	・社員が成長できる機会の創出（階層別研修、職種別専門研修の充実）
	組織運営体制の更なる強化	・持続可能な事業運営の強化に向け、国際的な評価プラットフォームの取り組みに着手

(5) 主要な事業内容（2026年３月31日現在）

当社グループは、プラスチック製品及びその製作に使用する金型の製造、販売を行う「成形品事業」ならびに不動産賃貸、損害保険の販売代理、土木建築工事の請負等を行う「その他の事業」を行っております。

区分		主要製品等
成形品事業	車両分野	・四輪車の内外装部品、バッテリー及びパワートレイン関連部品、複合材料を使用した機構部品及び金属による遮音・遮熱部品等 ・二輪車の外装部品及び燃料タンク等 ・トラックの空力抵抗抑制部品及び内外装部品等 ・建設機械の燃料タンク、尿素水タンク及び外装部品等
	ＯＡ（その他）分野	・炭素繊維複合材を使用したパソコン筐体部品 ・プリンター、複写機等の外装部品及び機構部品等 ・無人搬送ロボット用バッテリーケース部品
その他の事業		・不動産賃貸、損害保険の販売代理、土木建築工事の請負

(6) 主要な営業所及び工場（2026年３月31日現在）

㈱タカギセイコー

本　社	富山県高岡市二塚322番地の３
営業所	東京支店、大阪支店、浜松支店［静岡県］、北陸支店［富山県］、 栃木支店、鈴鹿営業所［三重県］、熊本営業所
工　場	新湊工場［富山県］、金型工場（新湊）［富山県］、 金型工場（氷見）［富山県］、氷見工場［富山県］、 福光工場［富山県］、高岡工場［富山県］、浜松工場［静岡県］、 関東工場［群馬県］、東北工場［福島県］

㈱トリニティ

本　社	富山県高岡市

高木精工（香港）有限公司

本　社	中国香港新界

高和精工（上海）有限公司

本社・工場	中国上海市

佛山市南海華達高木模具有限公司

本社・工場	中国広東省佛山市

ＰＴ タカギ・サリマルチウタマ

本社・工場	インドネシア共和国バンテン州タンゲラン県
工　場	インドネシア共和国西ジャワ州ブカシ県

タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド

本社・工場	タイ王国サムットプラーカーン県

(7) 従業員の状況（2026年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
1,849（863）名	△491（△26）名

（注）1. 従業員数は就業人員であり、嘱託社員、パートタイマー等は（　）内に外数で記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度と比べて491名減少しておりますが、その主な理由は、連結子会社であった高木汽車部件（佛山）有限公司及び武漢高木汽車部件有限公司の全出資持分を譲渡したことに伴い、両社を連結の範囲から除外したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

区　分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　性	525名	△8名	45.1歳	20.5年
女　性	251名	7名	41.3歳	17.0年
計又は平均	776名	△1名	43.9歳	19.4年

（注）上記従業員数、平均年齢及び平均勤続年数には、臨時従業員（パートタイマー及び嘱託）及び出向者人員9名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先（2026年３月31日現在）

借　入　先	借入金残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	1,232
株式会社北國銀行	1,000
株式会社北陸銀行	985
株式会社三井住友銀行	704
株式会社商工組合中央金庫	696

（注）借入額には、各行の海外現地法人等からの借入を含んでおります。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2026年３月31日現在）

① **発行可能株式総数**　8,000,000株

② **発行済株式の総数**　2,822,472株

③ **株主数**　1,383名

④ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
高木章裕	312,756	11.2
タカギセイコー従業員持株会	133,396	4.8
トナミホールディングス株式会社	130,000	4.6
INTERACTIVE BROKERS LLC	128,700	4.6
株式会社みずほ銀行	102,300	3.7
株式会社北國銀行	97,600	3.5
TSK持株会	87,400	3.1
高木弘美	85,268	3.0
株式会社北陸銀行	60,834	2.2
松木教子	58,026	2.1

（注）持株比率は自己株式（23,479株）を控除して計算しております。

⑤ **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況**

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数（株）	交付対象者数（人）
取締役（社外取締役を除く）	8,200	5

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等（2026年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	高木章裕	
取締役 専務執行役員	田口浩孝	国内成形品事業管掌、開発・技術本部長、佛山市南海華達高木模具有限公司董事長
取締役 常務執行役員	仲安吉成	海外成形品事業管掌、グローバル企画室長
取締役 上席執行役員	沖　孝則	管理本部長、品質保証担当、高木精工（香港）有限公司董事長、高和精工（上海）有限公司董事長
取締役 執行役員	笹倉康史	国内関連事業管掌、経営管理部長
取締役	米田保晴	高岡信用金庫員外監事
取締役	植田　浩	高下謹壱法律事務所弁護士
取締役	白木みどり	学校法人金沢工業大学教授
常勤監査役	川開裕司	
監査役	森　浩一	
監査役	鍋山　徹	（一財）日本経済研究所コンサルティングフェロー

（注）１．取締役米田保晴、植田浩、白木みどりの各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役森浩一、鍋山徹の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役森浩一氏は、長年にわたる国税行政実務の経験があり、また、監査役鍋山徹氏は、長年にわたる金融機関での実務経験と他社の監査役としての経験があり、両氏ともに財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．取締役米田保晴、植田浩、白木みどり、監査役森浩一、鍋山徹の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その概要は、企業価値と業績の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保および取締役と株主の皆様との価値共有を進めることに配慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。また、決定方針の決定方法は、社外取締役の助言を得て作成された原案について、取締役会において議論を重ね決議しています。

ロ．取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の金銭報酬の額につきましては、2007年６月26日開催の第48回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は５名です。

また、これとは別に、2019年６月25日開催の第60回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額60百万円以内、発行または処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内とした譲渡制限付株式報酬制度の導入について決議いただきました。当該定時株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は７名です。

ハ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の割合について、代表取締役社長、社外取締役及び社外監査役の協議により原案を作成し、取締役会にて審議・決定した後、取締役の個人別の報酬額の具体的内容について、取締役会にて報酬の種類別に総額を審議・決定した上で、取締役会より委任を受けた代表取締役社長高木章裕が、予め決定された報酬の種類別の割合及び総額の範囲内で、個々の取締役の報酬額を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、業績を踏まえた各取締役の賞与の額および譲渡制限付株式の割当数であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責、経営への貢献度の評価を行うのは、代表取締役社長が適任であると判断しているためであります。

また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容および決定方法が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ニ．取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役	156	119	26	10	8
（うち社外取締役）	(14)	(14)	－	－	(3)
監査役	20	20	－	－	3
（うち社外監査役）	(8)	(8)	－	－	(2)

（注）１．取締役の報酬等のうち非金銭報酬の全額は、譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。
２．当事業年度末現在の人員は、取締役８名（うち社外取締役３名）、監査役３名（うち社外監査役２名）であります。
３．当事業年度は、取締役（社外取締役を除く）に対し、業績連動報酬として賞与を支給しております。業績連動報酬にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益および（個別）当期純利益であり、2025年３月期の実績はそれぞれ△2,250百万円および△1,056百万円であります。当該指標を選択した理由は、当該指標が財務基盤の強化に直結するとともに、企業価値の持続的な向上を図る上で重視すべきと判断しているからであります。なお、2025年３月期は、最終損失を計上する結果となりましたが、これは将来の企業価値向上に向けた一過性の損失計上によるものであること、および本業の収益力を示す営業利益につきましては黒字を確保していることに鑑み支給しております。業績連動報酬の額は、かかる特殊要因を踏まえ、株主の皆様への配当や従業員給与・賞与の支給水準等、ステークホルダーへの還元のバランスを総合的に勘案し決定しております。

③ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・取締役　米田保晴氏

高岡信用金庫の員外監事を兼任しておりますが、同金庫と当社との間に取引はございません。

・取締役　植田　浩氏

高下謹壱法律事務所の弁護士ですが、同事務所と当社との間に取引はございません。

・取締役　白木　みどり氏

学校法人金沢工業大学の教授ですが、同大学と当社との間には取引はございません。

・監査役　鍋山　徹氏

（一財）日本経済研究所のコンサルティングフェローですが、（一財）日本経済研究所と当社との間に取引はございません。

ロ．社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	米　田　保　晴	当期開催の取締役会18回のすべてに出席し、金融機関における長年の経験と法律に関する高度な専門的知識に基づき、社外取締役としての独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性の確保に資する助言・提言を行っております。
社外取締役	植　田　　浩	当期開催の取締役会18回のすべてに出席し、弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に関する高度な専門的知見に基づき、社外取締役としての独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性の確保に資する助言・提言を行っております。
社外取締役	白　木　みどり	当期開催の取締役会18回中17回に出席し、大学教授としての豊富なキャリアと労務・人財開発に関する高度な専門的知見に基づき、社外取締役としての独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性の確保に資する助言・提言を行っております。
社外監査役 (非常勤)	森　　浩　一	当期開催の取締役会18回、監査役会12回すべてに出席し、長年にわたる税務関係の豊富な経験と専門的な見識に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じて行うとともに、他の監査役と綿密な情報交換を行い、取締役の職務の執行を監査しております。
社外監査役 (非常勤)	鍋　山　　徹	当期開催の取締役会18回中17回、監査役会12回中11回に出席し、長年にわたる政府系金融機関での豊富な経験と、地域経済・産業研究の第一人者としての実績を背景とした企業経営全般に関わる充実した知見に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じて行うとともに、他の監査役と綿密な情報交換を行い、取締役の職務の執行を監査しております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

（注）1．当社の重要な子会社（「1．企業集団の現況（3）重要な子会社の状況」欄に記載しております。）のうち、在外子会社は、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人による計算関係書類の監査を受けております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3．上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬3百万円を支払っております。

③ 会計監査人の報酬等における監査役会の同意

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画における人員体制や日数等に係る監査内容と工数の妥当性、監査品質と効率性を兼備した監査遂行における相当性、及び前年度監査実績の検証と評価等を踏まえ、報酬の前提となる見積り内容の精査結果をもって報酬等の額について同意しております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合による場合のほか、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び社会的規範を逸脱した行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、これを妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の議案内容とすることを決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

このほか、当該会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断される場合は、監査役会は、同条第２項ないし第４項の定めに従い、監査役全員の同意による解任及び報告を行います。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**17,820**	**流動負債**	**12,338**
現金及び預金	4,219	支払手形及び買掛金	2,628
受取手形	10	電子記録債務	1,362
売掛金	6,812	短期借入金	4,517
電子記録債権	1,353	1年内返済予定の長期借入金	700
棚卸資産	4,134	リース債務	30
未収入金	624	未払金	835
その他	665	未払法人税等	125
固定資産	**15,118**	契約負債	607
有形固定資産	**12,276**	役員賞与引当金	33
建物及び構築物	2,776	賞与引当金	624
機械装置及び運搬具	2,580	その他	873
土地	6,026	**固定負債**	**4,542**
リース資産	37	長期借入金	1,578
建設仮勘定	351	リース債務	22
その他	502	繰延税金負債	313
無形固定資産	**112**	役員退職慰労引当金	12
ソフトウェア	82	退職給付に係る負債	2,539
その他	29	その他	77
投資その他の資産	**2,730**	**負債合計**	**16,880**
投資有価証券	2,101	**純資産の部**	
出資金	60	**株主資本**	**10,268**
破産更生債権等	8	**資本金**	**2,163**
退職給付に係る資産	347	**資本剰余金**	**1,888**
繰延税金資産	98	**利益剰余金**	**6,246**
その他	442	**自己株式**	**△30**
貸倒引当金	△328	**その他の包括利益累計額**	**2,369**
		その他有価証券評価差額金	**765**
		為替換算調整勘定	**954**
		退職給付に係る調整累計額	**648**
		非支配株主持分	**3,421**
		純資産合計	**16,058**
資産合計	**32,939**	**負債・純資産合計**	**32,939**

連結損益計算書

（自　2025年４月１日
至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**41,477**
売上原価		**34,306**
売上総利益		**7,170**
販売費及び一般管理費		**5,024**
営業利益		**2,146**
営業外収益		
受取利息	81	
受取配当金	41	
作業屑売却収入	87	
助成金収入	184	
その他	50	444
営業外費用		
支払利息	124	
持分法による投資損失	4	
為替差損	37	
その他	41	206
経常利益		**2,383**
特別利益		
固定資産売却益	45	
投資有価証券売却益	40	
関係会社整理益	138	224
特別損失		
固定資産売却損	19	
固定資産除却損	90	
投資有価証券評価損	16	126
税金等調整前当期純利益		**2,481**
法人税、住民税及び事業税	412	
法人税等調整額	△93	318
当期純利益		**2,162**
非支配株主に帰属する当期純利益		547
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,615**

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**10,005**	**流動負債**	**8,409**
現金及び預金	247	買掛金	1,162
受取手形	10	電子記録債務	1,348
売掛金	4,341	短期借入金	3,540
電子記録債権	1,354	1年内返済予定の長期借入金	649
棚卸資産	2,723	リース債務	21
未収入金	1,212	未払金	580
その他	117	未払法人税等	33
固定資産	**11,557**	未払消費税等	87
有形固定資産	**7,239**	契約負債	67
建物	1,772	役員賞与引当金	33
構築物	116	賞与引当金	581
機械及び装置	1,426	その他	302
車両運搬具	3	**固定負債**	**4,298**
工具、器具及び備品	173	長期借入金	1,359
土地	3,721	リース債務	17
リース資産	25	繰延税金負債	52
無形固定資産	**101**	退職給付引当金	2,821
ソフトウェア	71	資産除去債務	11
その他	29	長期未払金	35
投資その他の資産	**4,216**	**負債合計**	**12,707**
投資有価証券	1,980	**純資産の部**	
関係会社株式	1,304	**株主資本**	**8,095**
関係会社出資金	890	**資本金**	**2,163**
破産更生債権等	8	**資本剰余金**	**1,856**
その他	362	資本準備金	1,850
貸倒引当金	△328	その他資本剰余金	5
		利益剰余金	**4,106**
		利益準備金	178
		その他利益剰余金	3,928
		特別償却準備金	2
		繰越利益剰余金	3,925
		自己株式	**△30**
		評価・換算差額等	**760**
		その他有価証券評価差額金	**760**
		純資産合計	**8,856**
資産合計	**21,563**	**負債・純資産合計**	**21,563**

損 益 計 算 書

（自　2025年４月１日
至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**23,151**
売上原価		**19,482**
売上総利益		**3,668**
販売費及び一般管理費		**2,893**
営業利益		**775**
営業外収益		
受取利息及び配当金	854	
助成金収入	170	
その他	106	1,131
営業外費用		
支払利息	56	
為替差損	2	
不動産賃貸費用	3	
その他	11	74
経常利益		**1,832**
特別利益		
固定資産売却益	25	
投資有価証券売却益	40	
関係会社整理益	41	107
特別損失		
固定資産売却損	12	
固定資産除却損	76	
関係会社出資金評価損	155	244
税引前当期純利益		**1,695**
法人税、住民税及び事業税	105	
法人税等調整額	△61	43
当期純利益		**1,651**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月25日

株式会社タカギセイコー
取　締　役　会　　御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　西田　直弘

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　渉　　孝良

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社タカギセイコーの2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカギセイコー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月25日

株式会社タカギセイコー
取　締　役　会　　御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西田　直弘
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　渉　　孝良

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社タカギセイコーの2025年４月１日から2026年３月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行に関しまして、各監査役が作成した監査報告書に基づく審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けたほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査規程」に準拠し、監査の方針や監査計画等に従って、取締役、監査室その他の関係部署とも意思疎通を図り、情報の収集と監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会をはじめ、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務執行が、法令や定款に適合することを確保するための体制及び会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める業務の適正を確保するための体制としての内部統制システムの構築に関する取締役会決議の内容と、当該決議に基づく体制整備とその運用状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 子会社に関しましても、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告及び業務の適正を確保するための体制等についての報告を受けました。

④ また、会計監査人に関しましては、その独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを確認検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告と、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）の整備に関して、「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って実施している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につきましても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月25日

株式会社タカギセイコー　監査役会

常勤監査役　川 開 裕 司 ㊞

社外監査役　森 浩 一 ㊞

社外監査役　鍋 山 徹 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、企業価値を高めながら株主の皆様に利益還元を図ることを経営の重要課題のひとつと考えており、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。

当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、当期の業績、当社を取り巻く経営環境、今後の企業価値向上に資する事業展開に備えた投資などを総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき　　金25円

総額　　69,974,825円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年６月25日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会における機動的な意思決定の実現を図るため総数を１名減員し、取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名			現在の当社における地位	候補者属性		
1	高木（たかぎ）	章裕（あきひろ）	男性	代表取締役社長 社長執行役員	再任		
2	仲安（なかやす）	吉成（よしなり）	男性	取締役 常務執行役員	再任		
3	沖（おき）	孝則（たかのり）	男性	取締役 上席執行役員	再任		
4	笹倉（ささくら）	康史（やすし）	男性	取締役 執行役員	再任		
5	植田（うえだ）	浩（ひろし）	男性	社外取締役	再任	社外	独立
6	白木（しらき）	みどり	女性	社外取締役	再任	社外	独立
7	谷川（たにかわ）	正人（まさと）	男性	―	新任	社外	独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	再任 高木 章裕 (たかぎ あきひろ) (1969年9月3日生)	2000年９月　当社　入社 2003年９月　高木精工（香港）有限公司　出向 2005年１月　当社　担当部長社長付 2005年６月　当社　取締役 2008年６月　当社　取締役　上席執行役員　製品本部副本部長　兼　海外事業統括 2010年６月　当社　取締役　常務執行役員　製品本部副本部長　兼　海外事業統括 2012年４月　当社　取締役　常務執行役員　営業本部副本部長　兼　海外事業統括 2014年10月　当社　取締役　常務執行役員　海外成形品事業管掌 2016年６月　当社　代表取締役　専務執行役員　海外成形品事業管掌 2018年６月　当社　代表取締役　副社長執行役員　社長補佐　海外成形品事業管掌　兼　グローバル企画室担当 2019年６月　当社　代表取締役社長　社長執行役員 現在に至る	312,756株
2	再任 仲安 吉成 (なかやす よしなり) (1964年3月1日生)	1986年４月　当社　入社 2003年９月　PT タカギ・サリマルチウタマ　取締役社長（インドネシア駐在） 2009年５月　当社　車両事業部業務部担当部長（営業担当） 2012年４月　当社　海外事業統括部長 2016年６月　当社　執行役員　PT タカギ・サリマルチウタマ　取締役社長（インドネシア駐在） 2017年６月　当社　取締役　執行役員　PT タカギ・サリマルチウタマ　取締役社長（インドネシア駐在） 2018年６月　当社　取締役　執行役員　グローバル企画室長　兼　海外事業統括部長 2019年６月　当社　取締役　執行役員　海外成形品事業管掌　兼　グローバル企画室長 2020年６月　当社　取締役　上席執行役員　海外成形品事業管掌　兼　グローバル企画室長 2024年６月　当社　取締役　常務執行役員　海外成形品事業管掌　兼　グローバル企画室長 現在に至る	7,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	再任 沖（おき）　孝則（たかのり） (1965年3月21日生)	1989年４月　当社　入社 2010年１月　高和精工（上海）有限公司　出向 2014年６月　高和精工（上海）有限公司　総経理 2017年６月　当社　執行役員　高和精工（上海）有限公司　総経理 2018年６月　当社　取締役　執行役員　グローバル企画室シニアマネージャー 2020年６月　当社　取締役　上席執行役員　国内関連事業管掌　兼　管理本部長　兼　品質保証担当 2024年６月　当社　取締役　上席執行役員　管理本部長　兼　品質保証担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 高木精工（香港）有限公司　董事長 高和精工（上海）有限公司　董事長	6,900株
4	再任 笹倉（ささくら）　康史（やすし） (1967年6月13日生)	1988年４月　当社　入社 2017年７月　当社　経営企画部長 2018年６月　当社　経営管理部長 2020年６月　当社　取締役　執行役員　経営管理部長 2024年６月　当社　取締役　執行役員　国内関連事業管掌　兼　経営管理部長 現在に至る	6,400株
5	再任　社外　独立 植田（うえだ）　浩（ひろし） (1976年4月22日生)	2005年11月　司法試験合格 2006年４月　最高裁判所司法研修所　入所 2007年９月　最高裁判所司法研修所　修了 弁護士登録（第一東京弁護士会） 高下謹壱法律事務所　入所 2022年６月　当社　社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 高下謹壱法律事務所　弁護士	―株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	再任 社外 独立 白木（しらき） みどり (1958年4月12日生)	1981年 4 月　石川県公立学校教員（～2009年３月） 2006年 4 月　国立大学法人金沢大学非常勤講師 現在に至る 2009年 4 月　国立大学法人上越教育大学大学院　学校教育研究科　准教授 2014年 4 月　学校法人金沢工業大学　基礎教育部教職課程　教授 現在に至る 2024年 6 月　当社　社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 学校法人金沢工業大学　基礎教育部教職課程　教授	—株
7	新任 社外 独立 谷川（たにがわ）正人（まさと） (1956年8月8日生)	1979年 3 月　エルコー株式会社（現コーセル株式会社）入社 1998年 7 月　同社　アプリケーション開発部長 2003年 8 月　同社　取締役 2008年 6 月　同社　常務取締役 2013年11月　コーセル株式会社　代表取締役社長 2022年 8 月　同社　取締役会長 2024年 8 月　同社　相談役 2025年 4 月　一般財団法人日本科学技術連盟　品質経営推進センター　技術顧問 現在に至る (重要な兼職の状況) 一般財団法人日本科学技術連盟　品質経営推進センター　技術顧問	—株

(注) 1．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．植田浩氏は社外取締役候補者であります。当社は同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。同氏は、弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に関する高度な専門的知見を有しておられることから、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただけるものと考え、社外取締役候補者としております。同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、当該理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、４年となります。
3．白木みどり氏は社外取締役候補者であります。当社は同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。同氏は、公立学校教員および大学教授のほか、教育に関する政府諮問機関の委員等を歴任され、特に倫理およびキャリア教育等の分野で高度な専門的知見を有しておられ、地域・社会貢献活動に関する経験も豊富であることから、当社人事基本方針の体現および各種ＣＳＲ活動の推進にあたり、独立した立場から企業価値向上に資する助言・提言をいただけるものと考え、社外取締役候補者としております。同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、当該理由によ

り、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、２年となります。

4．谷川正人氏は新任の社外取締役候補者であります。当社は同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。同氏は、上場企業において代表取締役社長などの要職を歴任され、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。これらの経験と見識を活かし、独立した客観的な立場から当社の経営を監督するとともに持続的な企業価値の向上に向けた有益な助言・提言を行っていただく役割を期待し、社外取締役候補者としております。

5．植田浩、白木みどりおよび谷川正人の各氏の取締役選任が承認可決された場合は、当社は、各氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする予定であります。

6．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。各取締役候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

（ご参考）株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本議案の取締役候補者を原案どおり選任いただいた場合の取締役会の構成および各人の経験・知見は次のとおりです。

氏　名	役　職	当社が役員に期待する経験・知見									
		①企業経営	②開発・技術	③営業	④生産	⑤品質保証	⑥海外ビジネス	⑦財務・会計	⑧IT・デジタル	⑨人材・労務・人材開発	⑩法務・リスクマネジメント
髙木　章裕（たかぎ　あきひろ）	代表取締役社長 社長執行役員	●		●			●				
仲安　吉成（なかやす　よしなり）	取締役 常務執行役員	●		●	●		●				
沖　孝則（おき　たかのり）	取締役 上席執行役員	●			●	●	●	●			
笹倉　康史（ささくら　やすし）	取締役 執行役員	●							●		
植田　浩（うえだ　ひろし）	社外取締役										●
白木　みどり（しらき）	社外取締役									●	
谷川　正人（たにかわ　まさと）	社外取締役	●	●		●	●					

（注）1．本表は、各取締役候補者の経験等を踏まえ、より専門性を発揮できる領域を記載しており、各人が有するすべてのスキルを表すものではありません。

2．上表のほか、当該分野の実務に精通した執行役員を配置するとともに適時適切な報告・付議を求め、取締役会がその専門的知見を把握・共有することで、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定を実現しております。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名			現在の当社における地位	候補者属性
1	久郷（きゅうごう）	秀則（ひでのり）	男性	北陸支店	新任　常勤
2	伏見（ふしみ）	俊行（としゆき）	男性	―	新任　社外　独立
3	鶴岡（つるおか）	義久（よしひさ）	男性	―	新任　社外　独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	新任 常勤 久郷秀則 (1961年10月8日生)	1985年 4 月　当社　入社 2008年 4 月　当社　名古屋支店長 2009年 8 月　タイ　タカギセイコーカンパニー・リミテッド　Managing Director 2019年 6 月　当社　北陸支店長 2024年11月　当社　北陸支店 現在に至る	2,800株
2	新任 社外 独立 伏見俊行 (1955年10月28日生)	1979年 4 月　国税庁　入庁 1991年 6 月　特殊法人日本貿易振興会（現独立行政法人日本貿易振興機構）サンフランシスコセンター　所員 1998年 6 月　インドネシア国税総局　顧問 2012年 7 月　金沢国税局長 2013年 9 月　学校法人日本大学経済学部・大学院経済学研究科　教授 2017年 4 月　iTAX税理士法人　代表社員 現在に至る 2019年 4 月　学校法人早稲田大学大学院会計研究科　教授 2024年 4 月　学校法人千葉学園千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科　客員教授 現在に至る (重要な兼職の状況) iTAX税理士法人　代表社員 学校法人千葉学園千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科　客員教授	―株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	新任 社外 独立 鶴岡義久 (1966年4月5日生)	1989年４月　株式会社日本長期信用銀行　入行 1999年５月　株式会社格付投資情報センター　入社 2008年４月　日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）　入行 2014年５月　政投銀日亜投資諮詢（北京）有限公司董事長・総経理 2018年５月　三菱自動車工業株式会社　北アジア本部北アジア第一部　担当部長 2020年４月　同社　業務監査部長 2025年４月　株式会社日本経済研究所　常務執行役員　産業本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社日本経済研究所　常務執行役員　産業本部長	―株

(注) 1．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．伏見俊行氏は新任の社外監査役候補者であります。当社は同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。同氏は、税務行政における長年の経験と、税務・会計に関する高度な専門的知識を有しておられます。これらの経験と見識を当社の監査に反映していただくことで、独立した客観的な立場から当社の経営に対する適切な監査および有益な助言・提言を行っていただくことを期待し、社外監査役候補者としております。同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、当該理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

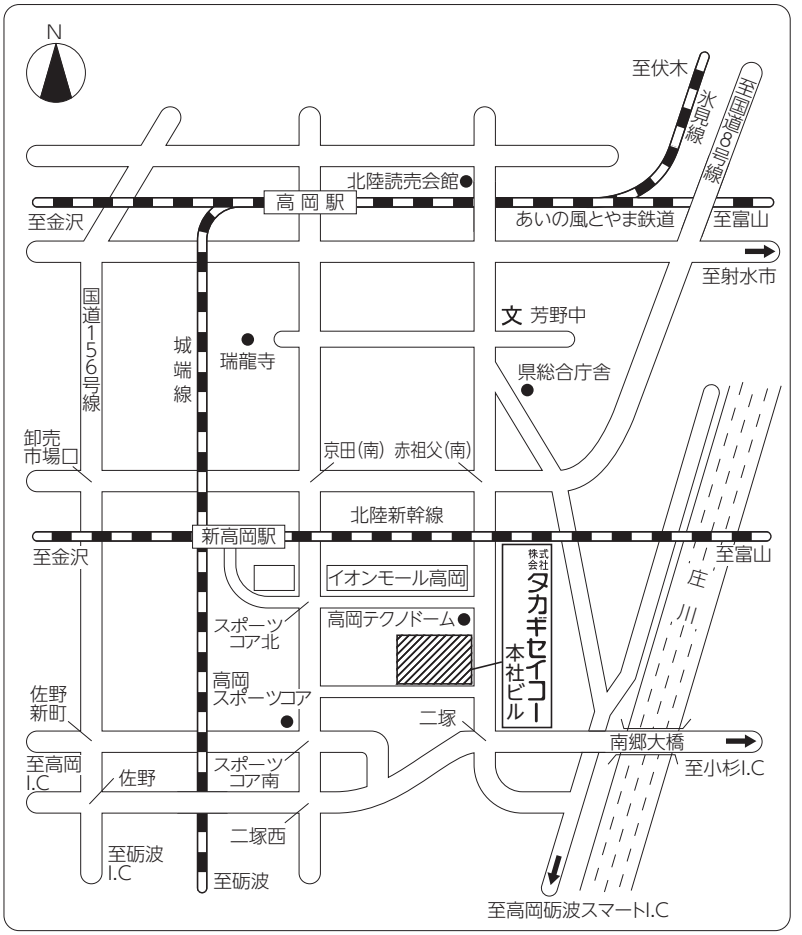
3．鶴岡義久氏は新任の社外監査役候補者であります。当社は同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。同氏は、金融機関における長年の経験に加え、海外法人での会社経営や事業会社における業務監査等を通じて、企業経営に関する幅広い見識を有しておられます。これらの経験と見識を当社の監査に反映していただくことで、独立した客観的な立場から当社の経営に対する適切な監査および有益な助言・提言を行っていただくことを期待し、社外監査役候補者としております。

4．伏見俊行および鶴岡義久の各氏の監査役選任が承認可決された場合は、当社は、各氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする予定であります。

5．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。各取締役候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以　上

《株主総会会場ご案内図》



会　場　　本社別館２階集会室
〒933-8628 富山県高岡市二塚322番地の３
TEL 0766-24-5522

下車駅　　北陸新幹線またはＪＲ城端線：新高岡駅
＊新高岡駅より会場までは車で約５分